

東日本大震災に係る農業制度資金の特例措置

今回の東日本大震災で直接被害に遭われた農業者、或いは取引先が被害に遭ったことで、一定以上の収入減となった農業者の資金需要に対して、農業制度資金の償還期限の延長や実質無利子化などの特例措置が講じられております。

1 対象者

- (1) 被災農業者
- (2) 取引先の被災の影響で、一定以上の売上が減少している農業者
被災農業者、取引先の罹災証明等による確認が必要

* 資金の種類に応じて(1)及び(2)の両方の者を適用対象とするものと(1)のみを適用対象とするものがあります。

2 特例措置の内容 * 特例措置の内容に応じて、適用対象期間が異なります。

(1) 償還期限・据置期間の延長

各資金の現行制度での償還期限及び据置期間が、それぞれ3年間延長

対象資金

農業近代化資金、就農支援資金、農業経営負担軽減支援資金、日本政策金融公庫資金

(2) 実質無利子化

利子助成機関からの利子助成により、一定期間(最長18年間)の貸付利率が実質無利子化(2%を上限)

対象資金

農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、日本政策金融公庫資金(農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金〔災害〕外2資金)

* ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために借受ける場合(間接被災者が借受ける2回目以降の設備資金)は、貸付当初の5年間に限り利子助成

(3) 実質無担保・無保証人融資

原則として、資金用途が不動産の取得以外の場合は無担保、保証人については、借受者が個人の場合は無保証、法人の場合は代表者のみの保証

対象資金

日本政策金融公庫資金(農業改良資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金〔災害〕外2資金)

* 農業近代化資金等民間金融機関から借受ける場合には、農業信用基金協会の保証制度あり

(4) 完全無担保・無保証人融資（資本性融資）

被災農業者が法人である場合には、いかなる担保、保証人を徴求せず、償還順位を他の貸付債権に劣後させる制度の創設

対象資金

農業経営基盤強化資金

* ただし、当該特例措置による償還期限（据置期間）は、18年（うち据置期間13年）の固定（一律適用）

(5) 融資限度額の引き上げ

農林漁業セーフティネット資金

融資限度額を残高通算で1,200万円まで拡充（特に必要と認められる場合は、年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12相当額のいずれか低い額まで融資可能）

経営体育成強化資金（再建整備資金）

被災農業者が、負債整理（農業近代化資金等の負債を除く。）で借受ける場合、融資限度額を個人にあっては2,000万円（特認3,500万円、特定5,000万円）、法人にあっては8,000万円まで拡充

経営体育成強化資金（償還円滑化資金）

被災農業者が、負債整理（農業近代化資金等の制度資金等負債。）で借受ける場合、経営改善計画の計画期間中の5年間（特認25年間）において支払われるべき負債の各年の支払金の合計額まで拡充

農林漁業施設資金（主務大臣指定施設-災害復旧）

融資限度額を負担額又は1施設当り1,200万円のいずれか低い額まで拡充

(6) 計画書類の簡素化等

震災対策に関連する経営改善資金計画書は簡素化様式を使用することが可能